

平成 25 年 3 月 26 日

ラウドネスに関するガイドライン

一般社団法人 衛星放送協会

1. 準拠すべき技術規格

当協会の正会員社がラウドネスによるテレビ放送を行う場合、以下の運用規定および運用規準に従うものとする。

- (1) 一般社団法人 電波産業会の技術資料
ARIB TR-B32「デジタルテレビ放送番組におけるラウドネス運用規定」
- (2) 一般社団法人 日本民間放送連盟の技術規準
民放連技術基準 T032「テレビ放送における音声レベル運用規準」
ただし、T032の「4.2.1 平均ラウドネス値」にある3点（*別記）については、
正会員各社の判断により、自社独自の方法による運用も可能なものとする。

2. 対応ガイドライン

当協会の正会員社が行うテレビ放送について、音声レベル管理のラウドネス運用基準への対応は、以下の通りとする。

- (1) 5.1Ch サラウンド音声を除く番組
音声 が 5.1Ch サラウンドではないテレビ放送番組（ステレオ、モノラル等）は、
2014 年 10 月 1 日以降、ラウドネス運用基準による運用を推奨する。
- (2) 5.1Ch サラウンド音声の番組
音声 が 5.1Ch サラウンドのテレビ放送番組は、2014 年 1 月 1 日以降、ラウド
ネス運用基準による運用を強く推奨する。

* 「1. 準拠すべき技術規格」の別記

民放連技術基準 T032 の「4.2.1 平均ラウドネス値」において、独自運用も可とする 3 点

- ・ 『番組素材の納品者は、ARIB TR-B32 で規定されているラウドネス測定アルゴリズムに準拠したラウドネスメータを用いて番組の平均ラウドネス値を測定し、測定値を小数点以下 1 位まで納品テープなど交換媒体の添付書類に記入すること。ラウドネスメータによる測定が困難な場合は、「T032 適合判定ソフト」による判定結果を記入すること。』
- ・ 『受け入れ側の納品検査において、番組の平均ラウドネス値が、運用上の許容範囲の上限を超えている場合は、納品者側の責任において改稿が必要となる。』
- ・ 『納品する番組の平均ラウドネス値が - 28.0 LKFS を下回るか、「T032 適合判定ソフト」の判定結果が「Low」の場合は、その理由を明記すること。』

以上

【参考】

一般社団法人 衛星放送協会のラウドネスに関するガイドラインについて

ラウドネス運用基準は、テレビ番組の音量管理に関する技術規格です。ラウドネス運用基準は、テレビ番組の音量レベルを人間の感覚に近い形で測定し、様々な番組や CM などについて、また異なるチャンネルについて、音量を共通の物差しで適正に管理するために作られたものです。ラウドネス運用基準は、(一社)日本民間放送連盟と日本放送協会(NHK)で導入され、テレビ放送での採用が進んでいます。

ラウドネス運用基準の導入によって、音量レベルが視聴者の感覚に近い基準で管理され、番組の品質向上につながることで、また家庭での様々なチャンネルの視聴を考慮すると、放送業界に共通な基準の採用が望ましいことから、今回、当協会の正会員社が提供するテレビ放送番組について、ラウドネス運用基準への対応ガイドラインを定めました。

なお、5.1Ch サラウンド音声については、(一社)電波産業会(ARIB)と(社)デジタル放送推進協会(Dpa)において、ラウドネス運用基準の運用を前提に受信機規格が改定された結果、放送事業者の早急な対応が望まれることから、本ガイドラインでも扱いを分けています。

以上